

# 一般社団法人日本フルート協会 定款

(2024年8月20日改定)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本フルート協会と称し、英文では Japan Flutists Association (略称「JFA」と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、フルートの全国的な普及と水準の向上発展を図り、国内外のフルーティスト及びフルート関係団体並びに音楽関係団体等との友好促進・協働等を通じて、日本フルート界を発展・向上させることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会報の発行及びインターネット等を利用した情報発信並びに情報交換

(2) 日本フルートコンヴェンションの主催及び各地のフルートフェスティバル等の後援、並びにサマースクール・講習会・音楽会等の主催、共催又は後援

(3) フルートの製作・販売・修理・楽譜出版等に携わる個人・法人及びフルート音楽作品の作曲家・編曲者との交流活動並びにその支援

(4) 研究資料・楽譜等の蒐集・翻訳・出版・CD/DVD等の制作及び販売

(5) 国内外のフルーティスト及びフルートに関係する団体との交流活動

(6) フルード教師の紹介等、フルードに関するあらゆる情報発信及びコンサルティング活動

(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(対象及び種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、プロ・アマチュアの別なく、フルード演奏者、フルード教育者、フルード愛好者をはじめ、フルード音楽の作編曲家及び愛好者、フルードの製作者・工房等、フルード並びにフルード属に関わる幅広い層すべてを会員の対象とする。

(1) 正会員 フルードを愛し当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 家族会員 正会員の家族でフルードを愛し当法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 協賛会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業達成に寄与する法人又は団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理由を付した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第25条第2項に定める社員総会の特別決議に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(4) 3年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 代議員・社員

(代議員・社員)

第13条 当法人に、100名以上200名以内の代議員を置く。代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(選任)

第14条 代議員は、正会員の互選により選任する。

(職務)

第15条 代議員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社員総会において法人法上の社員として機能すること。
  - (2) 当法人の事業及び活動を地域の推進役として支援すること。
  - (3) 地域の活動状況、情報を理事会に報告すること。
- (任期)

第16条 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第17条 代議員は無報酬とする。

(解任)

第18条 代議員は社員総会の決議によって解任することができる。

## 第4章 社員総会

(種別)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、社員たる代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(権能)

第21条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法及び定款に規定する事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 社員総会は理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略す

ることができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに社員に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議及び特別決議)

第25条 社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う(特別決議)。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第26条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第29条 当法人に次の役員を置く。

- 理事 3名以上50名以内
- 監事 1名以上3名以内
- 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、12名以内を常任理事とすることができる。
- 前項の理事長を法人法上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 理事会の承認を得た場合、理事長が事務局長を兼任することができる。また、副理事長が事務局長あるいは事務局次長を兼任することができる。

(選任等)

第30条 理事は、社員が推薦した候補者を社員総会において選任する。

- 監事は社員が推薦した候補者を社員総会において選任する。
- 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 監事は当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事長・副理事長・常任理事・理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 理事長は法人法上の代表理事であり、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。理事長及び副理事長に事故があるとき、若しくは、理事長ないし副理事長が欠けたときは、理事長ないし副理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

- 社員総会及び理事会に出席し必要あると認めるときは意見を述べること。
- 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事長、副理事長、常任理事、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、任期が終了し退任した後も、代議員の資格は代議員の任期が終了するまで有するものとする。

(解任)

第34条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第35条 理事長・副理事長・常任理事・理事及び監事は原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第6章 会長・副会長

(役職)

第36条 当法人は1名の会長、2名以内の副会長を置く。

(選任)

第37条 会長及び副会長は正会員より、会長・副会長に適任と判断される者を理事会が推薦し、社員総会の決議により選任する。

2 当法人の理事（理事長・副理事長・常任理事を含む）は、会長ないし副会長を兼ねることができる。

（会長・副会長の職務・権限）

第38条 会長は会員全体の代表として我国のフルーツ界の発展に努めるほか、国際交流を深め、当法人の発展に寄与する。副会長は会長を補佐する。

2 会長及び副会長は、随時理事会に出席し、意見を述べる事ができる。ただし、理事の資格を持たない場合は、議決権を有しない。

（任期）

第39条 会長・副会長は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（解任）

第40条 会長及び副会長は社員総会の決議によって解任する事ができる。

（報酬）

第41条 会長、副会長は原則として無報酬とする。

## 第7章 その他の役職・称号

（永久名誉会長、名誉会長及び名誉会員）

第42条 当法人は特に功績のあった会長に対し、永久名誉会長の称号を追贈することができる。

2 永久名誉会長の称号の追贈は、理事会の推薦により、社員総会の承認を経て決定される。

3 当法人に名誉会長及び名誉会員を置くことができる。

4 名誉会長及び名誉会員は、理事会の推薦により社員総会の承認を経て決定される。

5 名誉会長・名誉会員は、法人法上の役員ではないものとする。

（顧問及び参与）

第43条 当法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。ただし、その任期は理事の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ社員総会、理事会等に出席し、意見を述べる事ができる。

（特任理事）

第44条 理事長は、理事会の承認を経て、以下の者に対して特任理事の称号を与え、当法人の活動に協力を要請することができる。

（1）フルーツ界に著しい功績・実績のある者

（2）特別重要な当法人の企画の責任者

（3）協会運営上の貢献者

2 特任理事は理事会の要請により理事会に出席して意見を述べる事ができる。ただ

し、議決権は所有しない。

3 特任理事の任期は原則として理事と同じとし、2年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

4 特任理事の任期は、理事会の決議により延長する事ができる。特別な企画の責任者である特任理事の任期は、その都度理事会が定める。

5 特任理事は無報酬とする。

6 特任理事は法人法上の役員（理事）ではないものとする。

7 特任理事は代議員を兼ねることができる。

## 第8章 理事会

（構成）

第45条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第46条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）当法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長、副理事長及び常任理事の選任及び解職

（4）社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（5）永久名誉会長・名誉会長・名誉会員の推薦

（6）顧問・参与及び特任理事の承認

（種類及び開催）

第47条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めるとき。

（2）理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

（3）法人法第101条の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第49条 理事会の議長は、原則として理事長がこれに当たる。ただし、理事会の決定により他の理事がこれに代わる事ができる。

(決議)

第50条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

## 第9章 基金

(基金の拠出)

第53条 当法人は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第54条 前条第2項の基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(基金の拠出者の権利)

第55条 基金の拠出者は、当法人が解散するまではその返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、定時社員総会の決議に基づき基金の全部又は一部を返還することができる。

(基金の募集)

第56条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

## 第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第57条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第58条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長

が別に定める。

(資産の支弁)

第59条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第60条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第61条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第62条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第63条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (剰余金の分配の禁止)

第64条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第65条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第66条 当法人は、法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第67条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

## 第12章 支部及び地域部会

(支部)

第68条 当法人の会員間の情報交換・意思疎通等を円滑にするため、支部を置くことができる。

- 2 支部長は当該支部から選任された正会員とする。
- 3 支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(地域部会)

第69条 当法人の会員間の情報交換・意思疎通等を円滑にするため、複数の支部を単位とした地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第13章 専門委員会

(専門委員会)

第70条 当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第14章 事務局

(設置等)

第71条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第15章 公告方法

(公告)

第72条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第16章 附則

(委任)

第73条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を

経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第74条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成26年5月31日までとする。

(設立時役員)

第75条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 眞、酒井 秀明、清水 信貴、川嶋 正博

設立時監事 佐々木 親綱

(設立時代表理事)

第76条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 佐々木 眞

(設立時社員)

第77条 当法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は以下のとおりとする。

設立時社員 1 住所 埼玉県新座市片山一丁目16番21号

氏名 佐々木 眞

2 住所 千葉県八千代市八千代台北6丁目2番地(51)

氏名 川嶋 正博

(日本フルーツ協会の会員)

第78条 従来日本フルーツ協会の会員である者は、第6条に定める会員種別に従って、当法人の会員とする。ただし、従来日本フルーツ協会の会員である者で、当法人の会員になることに同意しない者を除く。

2 従来日本フルーツ協会に属した権利義務の一切は、当法人が承継する。

(法令の準拠)

第79条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

令和6年8月20日定款変更